

改訂される県民所得標準方式(2)

県統計課企画係長 宇留野 真一郎

2 改訂の概要

〈改訂の経過と今後の予定〉

現行の「県民所得標準方式」は、さきにも述べたように、制定当時の各県の事情を考慮して、いわばミニマム・スタンダードとして定められたものであるので、当初からその改訂は予想されていたものといえる。こうして36年頃から現行方式の問題点や改訂の方向についての意見が、各県から提起されるようになっていたが、現実に標準方式の改訂が日程にのぼつたのは39年以降のことである。

すなわち、39年12月に経済企画庁経済研究所長名をもって全国都道府県統計主管部長に通知がなされ、「新しい国民所得勘定と斉合性を保ちながら、且つ充分県際比較に耐え得る都道府県民所得統計の標準方式が必要」となつたことが示唆され、「これが検討のための準備的な研究会」を開催するよう要請があつた。続いて、40年1月に、上記研究所国民所得部から、標準方式改訂の要綱ともいふべき「県民所得の標準方式改訂についての基本方針について」が提示され、改訂の趣旨、目標、内容等についての基本方向が明らかにされた。

その後、40年6月に国民所得部から標準方式の「概念編」ともいふべき「県民所得の標準方式改訂粗案」が、続いて8月にその「増訂案」が提示され、これにややおくれ、41年3月に標準方式のいわば「推計方法編」である「県民所得の標準方式に関する推計方法改訂第1次粗案」が、5月にはその「第2次粗案」が示されて現在に及んでいる。各県では、こうした標準方式の改訂案が示されるたびに、それぞれ各県ごとに検討することは勿論各ブロック別にたびたび研究会を開いて検討し合い、その結果を国民所得部に具申してきている。

こうして、新しい標準方式は、各県の協力のもとに経済企画庁において立案が進められているが、こうした作業は41年末までかかる見込みであり、最終的な検討を経て公式に決定されるのは42年半ばになるとみられる。

こうした状況から、大部分の県では、40年分の推計(41年に作業)は旧方式で行ない、41年分の推計(42年に作業)は新旧両方式を並行して(ただし、新方式は年度推計となる)、42年度分の推計(43年に作業)から全面的に新方式に移行することになると思われる。この間、

39年度分または40年度分の推計を独自に試算する県も若干あるとみられ、本県もそれを予定している。なお、新方式に移行する際には、過年度の推計値も30年度頃までのさかのぼつて、新方式によつて計算し直されることとなる。

〈改訂の概要〉

県民所得標準方式は、今回改訂されることになるとはいうものの、実質的には、まったく新しく書き直されるという方が当つている。ところで、新しい方式は、旧方式に比較してどんな点が変わり、どのようなことが新たに付け加えられるのであろうか。これを簡単に説明することは容易なことではないが、ここでは、基本的な事項について包括的にふれておくことにする。なお、個々の改訂事項とその問題点については、あとで、「新しい県民所得の各勘定と系列」としてやや詳しく述べる予定である。

まず、県民所得の勘定と系列について述べる。新方式は、「県民所得勘定」の名で呼ばれるように、まず、経済主体(個人、財政等)の別に、財貨・サービスの動きを勘定形式で表示し(勘定表)、さらに、これを基として、県民所得を生産、分配、支出の3面の循環として表わす(系列表)という方式をとることになる(表章形式参照。)「勘定表」には、総括表として「県民総生産と総支出勘定」が含まれるが、県民総生産は、県民総需要の規模とその構成を示すものであり、一方、県民総生産(国民総生産(G, N, P)に相当)は、県民経済の規模を表わすとともに、その成長率測定指標として重要である。なお、この勘定表に相当するものとしては、従来は「県民個人所得」および「県民総支出」として「個人勘定」が取り上げられたのにすぎず、「財政勘定」、「資本形成勘定」、「県外勘定」など全く新しい諸分野が登場することになるわけである。

系列表は、「県内純生産」(生産面)「県民所得分配勘定」(分配面)および「県民総支出」(支出面)から成る。旧方式では、生産および分配両面は一定期間にわたって表わされていたが、支出面については「個人支出」だけしか表わされていなかった。したがつて、新方式では、個人支出のほかに、財政の財貨・サービス購入、法人企業の投資、個人消費支出などの分野が新たに付加されることになり、こうして、県民総需要の規模と構造が明らかにされる。

所得の推計対象期間は、利用上の便益（とくに国
との比較）を考慮して、〃年度〃を原則とするこ
の予定である。この点、〃暦年〃を基本とした旧
と異なる。推計に使用する基礎資料には、年度のも
と暦年のもとのまちまちであるが、年度推計となると
当つて、製造業の生産所得推計上、暦年ベースの工
を年度ベースに補正する方法などが問題となる

県民所得の地域的限定の規準としては、〃県内主義〃
と〃県民主義〃とがある。県内主義は、県という行政地
で生み出された所得を、その生産にたずさわつた者
の居住地の如何を問わずは握するものであり、県民主義
は、県内居住者が区域の如何を問わず生み出した所得を
握するものである。新方式では、純生産（生産所得）
を県内主義で、他はすべて県民主義で推計すること
になっているが、概念上、基礎資料上、両者の区別を貫
することには問題がないわけではない。たとえば居住
の認定に関して、法人所得をその本社所在県に一括計
するか（本社主義）、または、事業所、工場等の所在
の県に分割して計上するか（事業所主義）、また分割
としてその分割の規準は何かなど決定の困難なケー
スもかなりある。しかし、この県内主義と県民主義との
区別には、「県外勘定」が設けられることもあつて、新
方式では、従来以上に徹底して行なわれるはずである。
新方式では、県民所得の推計方法についても、かなり詳
しい規定がなされることになっている。所得の推計方法
は、おおまかにいつて次の3つがさる。すなわち、生
産にたずさわつた生産要素に対する対価の分配の受取り
からする「所得接近法」、最終生産物（消費財、投資
財等）の取得に対する支払の面からする「支出接近法」
および生産物の売上げの面からする「生産物接近法」が
これである。所得の推計に当つては、生産、分配、支出
の各面ごとに、上記の方法のうちのどれか一つに統一す
ることが好ましいとされているが、基礎資料の制約から
推計方法の統一には困難がある。そこで、新方式では、
生産面は生産物接近法を主とするが、一部の産業では所
得接近法によることとしており、さらに分配面は所得接
近法で、支出面は、支出接近法に一部生産物接近法と所
得接近法とを併用して推計することとしている。

これらの推計方法のうち注目してよいと思われるのは
生産面のうち第3次産業の推計方法であつて、旧方式で
は、これらの部門は、分配所得の各構成項目を産業別に
組みかえて推計する方法（所得接近法）によつていたが、
新方式では、金融業、サービス業、公務等、生産物接近
法による推計がとくに困難な産業だけは所得接近法によ
るが、それ以外の運輸、通信、電気・ガス・水道そして
可能な限り卸小売業についても生産物接近法によつて推
計することによる予定である。

〈表章形式〉

新しい県民所得標準方式は、前にも述べたように、経
済主体別の經常取引を勘定形式で表示する「勘定表」と
これを組みかえて所得循環の3面として整理した「系列
表」とから成るが、具体的形式は最後にかかざるとおり
である。つまり、1勘定表としては、(1)県民総生産と総
支出勘定、(2)県民所得分配勘定、(3)個人勘定、(4)財政勘
定、(5)資本形成勘定および(6)県外勘定があり、系列表と
しては、(1)産業別県内純生産、(2)県民所得の分配明細表
および(3)県民総支出明細表の3系列として表示される。
別に県民総支出を構成項目のそれぞれに見合う物価指数
でデフレート（実質化）することにより、3実質県民総
支出が求められる。

〃勘定表〃は、個人勘定、財政勘定等として、経済主
体別の取引を示すが、1つの勘定の左側（借方）に計上
される項目は、必ず他の関係する勘定の右側（貸方）に
計上されるというように、いわゆる完全接合方式が採用
されている（関係項目は、各項目にカッコして番号で示
してある）。これにより、各項目の推計値は、個々の勘
定のバランスを作成するうえで、さらに共通項目を通じ
ての他勘定との関係として多角的にチェックされる仕組
みになつていく。なお、「県民総生産と総支出勘定」は
他の諸勘定の総括として得られることは前にも述べたと
おりである。

〃系列表〃のうち「産業別県内純生産」は、旧方式の
県内生産所得に相当するが、産業別の区分は従来より若
干細くなり（とくに製造業は産業中分類で表示）、ま
た「住宅所有」が特掲される。この住宅所有は、自己所
有住宅の使用から発生するサービスを所得とみる（帰属
地代家賃）という国民所得に特有の考え方によるもので
従来は、不動産業に含めていたものを分離することにな
つたものである。

「県民所得の分配明細表」は、従来の「県民分配所
得」に相当するが、旧方式と異なる点は、まず「法人所
得」である。従来は、法人という経済主体に重点をおく
考えから法人所得は分配所得の1項目として一体では握
されていたが、新方式ではこれを分解して、「個人配
当」、「法人企業から個人への移転」、「法人留保」お
よび「法人税および税外負担」に分けられる（ただし、
法人所得は、参考としてらん外に掲げられる）。そのほ
か「財政の事業および財産所得」に国または国営企業の
出先機関が含まれる予定であること（従来は、国または
国営企業の出先は〃県民〃とは考えなかつた）、および
控除項目として、「公債利子」と「消費者負債利子」が
推計されることになつたことなどが主な改正点である。

「県民総支出明細表」は、従来なかつた系列であるが
新方式では、「個人消費支出」、「財政の財貨サービス

経常購入」，「県内総資本形成」および「経常県外余剰」にわけて，いわゆる県民総需要を推計することになつてゐる。

新方式の予定している表章形式は以上のとおりである

が，実は，これは国民所得の表章形式に可及的
ための「目標形成」であつて，当面は，県外
の困難から目標形式を若干省略した「暫定形式」
ことになるとみられる。

県民所得の表章形式(案)

—目標形式—

1 勘定表

(1) 県民総生産と総支出勘定

1. 1 県民所得(要素費用表示の県民純生産) (2.10)	1. 6 個人消費支出 (3. 1)
1. 2 資本減耗引当 (5. 3)	1. 7 財政の財貨サービス経常購入 (4. 1)
1. 3 間 接 税 (4. 8)	1. 8 県内総資本形成 (5. 1)
1. 4 (控除) 経常補助金 (4. 2)	1. 9 移出と県外からの所得 (6. 1)
1. 5 統計上の不突合 (5. 7)	1.10 (控除) 移入と県外への所得 (6. 4)
市場価格表示の県民総生産	市場価格表示の県民総支出

(2) 県民所得分配勘定

2. 1 雇用者所得 (3. 7)	2.10 県民所得 (1. 1)
2. 2 個人業主所得 (3. 8)	
2. 3 個人の財産所得 (3. 9)	
2. 4 法人企業から個人への移転 (3.10)	
2. 5 法人留保 (5. 4)	
2. 6 法人税および税外負担 (4. 7)	
2. 7 財政の事業および財産所得 (4.12)	
2. 8 (控除) 一般政府負債利子 (4.13)	
2. 9 (控除) 消費者負債利子 (3.11)	
要素費用表示の県民所得	要素費用表示の県民所得
法 人 所 得	

(3) 個人勘定

3. 1 個人消費支出 (1. 6)	3. 7 雇用者所得 (2. 1)
3. 2 個人税および税外負担 (4. 6)	3. 8 個人業主所得 (2. 2)
3. 3 社会保険に対する負担 (4. 9)	3. 9 個人の財産所得 (2. 3)
3. 4 財政へのその他の移転 (4.10)	3.10 法人企業から個人への移転 (2. 4)
3. 5 県外への移転 (6. 5)	3.11 (控除) 消費者負債利子 (2. 9)
3. 6 個人貯蓄 (5. 5)	3.12 財政からの移転 (4. 3)
	3.13 県外からの移転 (6. 2)
個人所得の処分	個人所得
	個人可処分所得

(注) 個人には，家計サービスを提供する民間非営利団体が含まれる。

(4) 財 政 勘 定

4.1 財貨サービス経常購入	(1. 7)	4. 9 個人税および税外負担	(3. 2)
4.2 経常補助金	(1. 4)	4. 7 法人税および税外負担	(2. 6)
4.3 個人への移転	(3. 12)	4. 8 間 接 税	(1. 3)
4.4 県外への移転	(6. 6)	4. 9 社会保険に率する負担	(3. 3)
4.5 財政経常余剰	(5. 6)	4. 10 個人からのその他の移転	(3. 4)
		4. 11 県外からの移転	(6. 3)
		4. 12 財政の事業所得および財産所得	(2. 7)
		4. 13 (控除) 一般政府負債利子	(2. 8)

経 常 支 出

経 常 収 入

(5) 資 本 形 成 勘 定

5.1 県内総資本形成	(1. 8)	5.3 資本減耗引当	(1. 2)
5.2 県外に対する債権の純増	(6. 7)	5.4 法 人 留 保	(2. 5)
		5.5 個 人 貯 蓄	(3. 6)
		5.6 財政経常余剰	(4. 5)
		5.7 統計上の不突合	(1. 5)

総 資 本 形 成

総 貯 蓄

(6) 県 外 勘 定

6.1 移出と県外からの所得	(1. 9)	6.4 移入と県外への所得	(1. 10)
6.2 県外から個人への移転	(3. 13)	6.5 個人から県外への移転	(3. 5)
6.3 県外から財政への移転	(4. 11)	6.6 財政から県外への移転	(4. 4)
		6.7 県外に対する債権の純増	(5. 2)

受 取

支 払

県外からの純所得

(注) 移出と移入にはそれぞれ輸出および輸入を、県外には海外および国内県外を含む。

2 系 列 表

(1) 産業別県内純生産

- 1 農 業
- 2 林 業 (狩猟業を含む)
- 3 水 産 業
- 4 鉱 業
- 5 製 造 業
(日本標準産業分類の中分類か国の中分類にあわす)
- 6 建 設 業
- 7 電気、ガス、水道業
- 8 運 輸 業
- 9 通 信 業
- 10 卸 小 売 業
- 11 金融保険不動産業
- 12 住 宅 所 有

(2) 県民所得の分配明細表

- 1 雇 用 者 所 得
 - a 賃 金、俸 給
 - b その他の給与および手当
 - c 社会保険料雇主負担
- 2 個 人 業 主 所 得
 - a 農 林 水 産 業
 - b そ の 他
- 3 個 人 の 財 産 所 得
 - a 賃 貸 料
 - b 利 子
 - c 配 当
- 4 法 人 企 業 から 個 人 へ の 移 転
- 5 法 人 留 保
- 6 法 人 税 お よ び 税 外 負 担

13 サービス業
14 公務
県内純生産

7 財政の事業所得および財産所得
a 官公企業の所得
b 賃貸料, 利子および配当
8 (控除)一般政府負債利子 (控除)消費者負債利子
県民所得
法人所得

(3) 県民総支出明細表

1 個人消費支出
(1) 家計消費支出
飲食費
被服費
光熱費
住居費
雑費
(2) 民間非営利団体の消費支出
2 財政の財貨サービス経常購入
a 国出先機関
b 都道府県
c 市町村
3 県内総資本形成
(1) 総固定資本形成
a 民間
住宅
企業設備
b 政府
住宅
企業設備
一般政府
(2) 在庫品増加
民間企業
政府企業
4 経常県外余剰
移出と県外からの所得
(控除)移入と県外への所得
県民総支出
参考:家計外消費支出
交際費
福利厚生費(法定福利費を除く)
旅費
その他

3 実質県民総支出
1 個人消費支出
(1) 家計消費支出
飲食費
被服費
光熱費
住居費
雑費
(2) 民間非営利団体の消費支出
2 財政の財貨サービス経常購入
3 県内総資本形成
(1) 総固定資本形成
a 民間
住宅
企業設備
b 政府
住宅
その他
(2) 在庫品増加
民間企業
政府企業
4 経常県外余剰
移出と県外からの所得
(控除)移入と県外からの所得
5 実質県民総支出

茨城県工業調査結果の速報

(昭和40年)

概況

昭和35年、36年を頂点として大きく膨張した国内経済は、37年下期を境にかつてない不況に遭遇し、それまでの成長メカニズムは一步後退せざるをえなくなつております。とくに40年10～12月期における不況指数は企画庁の発表からもみられるとおり最悪となつておりますが、以後国民総生産も漸次改善に向つたと見られております。景気回復論も一部にみられるようになっております。

このような国内情勢を背景として40年の県内産業を概観してみよう。

事業所数

事業所数は8,004で前年の8,088に比べ大きな減少がみられます。

これを規模別にみえますと、とくに「3人～9人」規模が減少しております。すなわち、昭和38年の当該規模の構成比は県内総事業所数に対し75%であるのに対し、39年は74.3%、40年は72.1%で、38年に比べ2.9ポイントの減少が目立っております。

従業者

従業者は154,802人で前年に比べ1,810人の減少で、産業界にこれをみると「機械」、「ゴム」、「印刷」に著しい減少を示しております。

また規模別にみますと全般的に漸減傾向にあるものとして「10人～19人」規模、「200人～299人」規模、「300人～499人」規模がそれぞれ122.0%、117.5%、199.2%と増加しております。

製造品出荷額等

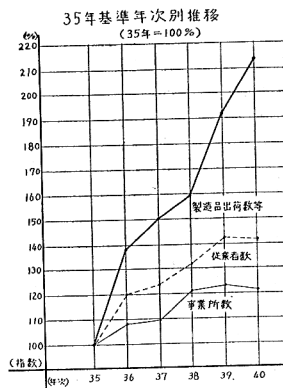
この調査で、出荷額とは製造品が事業所から出荷されるものおよび加工賃、修理料等の収入総額をいいます。昭和39年の製造品出荷額等は4,057億円で、事業所数、従業者数の減少に比べ111.4%と順調な増加がみられました。

この増減を産業別にみますと、増加したものに「金属」、「電機」、「建具」等があり、とくに「金属」は39年に引続き大きな増加がみられました。これに比べ「機械」、「ゴム」、産業が大きく後退したのが目立っております。また、規模別にみると、「10人～19人」、「300人～499人」規模の増加がうかがわれ、「3人以下」規模が減少しております。

地域別比較

40年の工業の実態を地域別にみますと事業所については全事業所の39.0%を県北で占めております。また従業者については58.7%、製造品出荷額については66.6%と県内総出荷額の約3分の2を占めております。とくに出荷額についてみますと、38年73.5%、39年68.8%、40年66.6%と減少していることがわかります。

これと対照的に県南地区をみますと事業所、従業者および製造品出荷額ともそれぞれ増加、出荷額についても38年12.3%、39年14.0%、40年16.1%と38年に比べ3.8ポイントの増加がみられます。このように県南地域の大きな経済活動の推進が40年の特色とみられましょう。



1 年次別、事業所数、従業者数、製造品出荷額等

	事業所数		従業者数		製造品出荷額等	
	実数	指数 (35年=100)	実数	指数 (35年=100)	実数	指数 (35年=100)
昭 35年	6,613	100.0	109,470	100.0	19,041,376	100.0
” 36年	7,104	107.4	132,301	120.8	26,162,654	137.3
” 37年	7,214	109.0	135,058	123.3	28,580,649	150.0
” 38年	8,031	121.4	145,408	132.8	30,456,837	159.9
” 39年	8,088	122.3	156,012	142.5	36,415,134	191.2
” 40年	8,004	121.0	154,802	141.4	40,570,508	213.0

2 産業別，事業所数，従業者数，製造品出荷額等

	事業所数			従業者数			製造品出荷額等		
	昭 39	昭 40	前年対比	昭 39	昭 40	前年対比	昭 39	昭 40	前年対比
			%	人	人	%	万円	万円	
総計	8,088	8,004	98.9	156,012	154,802	99.2	36,415,134	40,570,508	
18食料	2,293	2,199	95.9	19,977	20,073	100.4	4,322,585	5,334,331	
20繊維	554	556	102.7	5,489	5,623	102.4	758,808	857,177	
21衣服	541	545	100.7	6,085	6,616	108.7	422,534	497,523	
22木材	986	922	93.5	8,345	8,282	99.2	1,237,363	1,350,649	
23建具	406	423	104.1	2,408	2,832	117.6	236,984	319,475	
24パルプ	116	111	95.6	2,377	2,404	101.1	779,547	775,492	
25印刷	189	191	101.0	2,033	2,231	109.7	169,081	240,526	
26化学	99	81	81.8	3,473	2,590	74.5	1,333,002	1,000,690	
27石油	9	10	111.1	339	353	104.1	110,217	119,387	
28ゴム	24	28	116.6	1,155	748	64.7	137,328	66,394	
29皮革	47	46	97.8	776	898	115.7	153,367	177,280	
30窯業	831	831	100.0	11,029	11,748	106.5	1,427,644	1,759,288	
31鉄鋼	49	34	69.2	3,694	3,204	86.7	763,870	696,736	
32非鉄	40	34	85.0	7,209	7,162	99.3	6,196,894	7,550,715	
33金属	383	405	105.7	5,416	6,843	126.3	580,158	931,313	
34機械	290	273	94.1	24,433	11,930	48.8	6,383,358	2,932,934	
35電機	453	465	102.6	33,686	40,817	121.1	8,134,642	11,838,778	
36輸送機	209	222	106.2	4,766	5,580	117.0	975,023	1,137,464	
37精機	122	135	110.6	5,673	5,686	100.2	859,192	944,081	
38武器	—	—	—	—	—	—	—	—	—
39その他	447	493	110.2	7,649	9,182	120.0	1,433,537	2,040,275	

3 昭和40年市郡別工業統計表

(昭和40.12.31現在)

	事業所数		前年対比	従業者数		前年対比	出荷額		前年対比
	昭39	昭40		昭 39	昭 40		昭 39	昭 40	
			%	人	人	%	万円	万円	%
計	8,088	8,004	98.9	156,012	154,802	99.2	36,415,134	40,570,508	111.4
計	4,559	4,482	98.3	114,987	111,923	97.3	29,795,887	32,482,819	109.0
戸市	711	696	97.8	8,808	8,795	99.8	1,660,622	1,851,848	111.5
立市	738	723	97.9	50,690	47,179	93.0	17,033,062	18,140,812	108.7
市	415	424	102.1	5,654	6,098	107.8	1,271,525	1,435,282	112.8
河市	478	473	98.9	5,287	5,449	103.0	821,712	1,005,001	122.3
岡市	256	244	95.3	4,521	4,346	96.1	884,268	1,113,438	125.9
市	350	339	96.8	6,863	7,146	104.1	1,455,448	1,649,641	113.3
城市	310	364	98.3	3,801	3,871	111.8	628,216	675,720	107.5
崎市	117	119	101.7	2,912	2,876	98.7	864,127	941,594	108.9
河湊市	172	168	97.6	2,129	2,076	97.5	218,515	264,583	121.0
妻市	137	136	99.2	1,403	1,382	98.5	188,799	178,380	94.4
海道市	171	164	95.9	2,182	2,191	100.4	242,008	294,056	121.5
大田市	180	172	95.5	1,926	2,049	106.3	210,549	244,538	120.8
田市	134	125	93.2	13,887	13,371	96.2	3,391,918	3,757,069	110.7
萩市	104	105	100.9	1,726	1,742	100.9	474,990	461,480	97.1
表城市	128	133	103.9	1,541	1,691	109.7	248,772	264,770	106.4
間市	98	97	98.9	1,657	1,661	100.2	201,356	204,679	101.6
計	3,529	3,522	99.8	41,025	42,879	104.5	6,619,247	8,087,609	122.1
表城郡	339	348	102.6	3,969	4,351	109.6	599,749	701,830	117.0
表城郡	199	196	98.4	2,635	2,670	101.3	282,151	330,051	117.0
珂郡	186	185	100.0	2,912	3,113	106.9	351,420	385,319	109.6
慈郡	164	159	96.9	2,112	2,112	100.0	384,268	398,588	103.7
賀郡	17	15	88.2	147	117	79.5	13,866	13,955	100.6
島郡	387	364	94.0	2,802	2,703	96.4	420,163	589,163	140.2
方郡	272	260	95.5	2,633	2,712	106.7	274,789	304,361	110.7
敷郡	174	180	103.4	3,170	3,248	102.4	545,088	685,860	125.8
新治郡	231	227	98.2	2,136	2,770	129.6	284,507	913,014	320.9
波郡	194	196	101.0	1,820	2,004	110.1	337,157	388,040	115.0
真壁郡	431	436	101.1	2,899	3,060	105.5	292,244	336,864	115.2
城郡	329	340	103.3	1,982	2,166	109.2	142,739	177,632	124.4
島郡	420	427	101.6	6,954	6,867	98.7	1,782,647	1,801,651	101.0
相馬郡	187	189	101.0	4,954	4,986	100.6	908,459	1,061,281	111.8

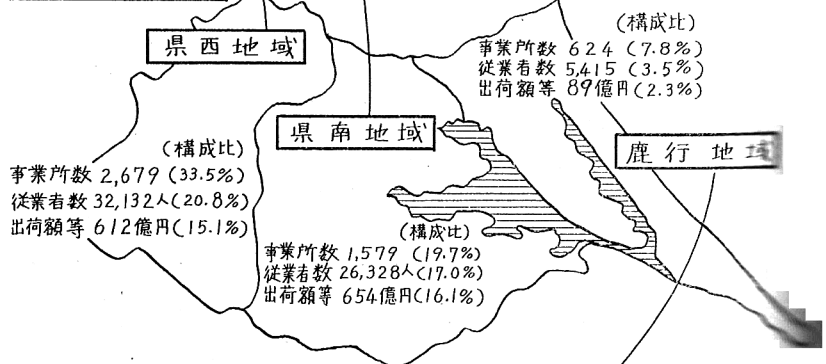
4. 地域別事業所数従業者数製造品出荷額等

県計	事業所数	8,004	(前年対比) (98.9%)
	従業者数	154,802人	(99.2%)
	出荷額等	4,057億円	(111.4%)

		事業所数	従業者数	製造品出荷額等
県北	昭39	3,169	94,139	25,071,238
	昭40	3,122	90,927	27,019,522
	水戸市	696	8,795	1,851,845
	日立市	723	47,179	18,140,812
	勝田市	125	13,371	3,757,069
	那珂湊市	168	2,076	264,583
	常陸太田市	172	2,049	244,538
	高萩市	105	1,742	461,480
	北茨城市	133	1,691	264,770
	笠間市	97	1,661	204,677
	東茨城郡	348	4,351	701,830
	西茨城郡	196	2,670	330,051
	那珂郡	185	3,113	385,319
久慈郡	159	2,112	398,588	
多賀郡	15	117	13,952	

		事業所数	従業者数	製造品出荷額等
県南	昭39	1,574	25,167	5,095,131
	昭40	1,579	26,328	6,538,509
	土浦市	424	6,098	1,435,282
	浦安市	244	4,346	1,113,438
	岡崎郡	119	2,876	941,594
	鹿嶋郡	180	3,248	685,860
	新治郡	227	2,770	913,014
	筑波郡	196	2,004	388,040
	相馬郡	189	4,986	1,061,281

		事業所数	従業者数	製造品出荷額等
県西	昭39	2,686	31,371	5,553,813
	昭40	2,679	32,132	6,118,953
	古河市	473	5,449	1,005,001
	館林市	339	7,146	1,649,649
	下館市	364	3,871	675,720
	結城市	136	1,382	178,380
	下野市	164	2,191	294,056
	海老原郡	436	3,060	336,864
	真壁郡	340	2,166	177,632
	猿島郡	427	6,867	1,801,651



		事業所数	従業者数	製造品出荷額等
鹿行	昭39	659	5,335	684,852
	昭40	624	5,415	893,524
	鹿島郡	364	2,703	589,163
	行方郡	260	2,712	304,361

人呑んだ海ケロリツと夏終る

日本、四面海に囲まれたこの四ツ島の夏は、湿気、不快指数の上昇に、毎日、いらいらする日の連続。夏になると青少年の非行も急激に多くなるのも、このころに原因があるかも知れない。

夏に海に多くの人達がくり出し、真赤に焼けて帰ってくる。海は、毎年多くの人命をうばう。人間の不注意に起因するところで海に責任はないとも、かも知れない。夏も終り平常に戻る海は、その自然の静まりかえっている。

死ぬ運命人の世へ蟬泣きに くる

農家の夏休の楽しい行事に虫取りがある。最近では農薬などによつて虫が少なくなっている。市内のデパートではカブト虫が150円になる。ウソのような話である。夏の中で、その長い地中のくらしから陽を浴びて、人間の社会に夏を告げて死んで行く蟬の一生はなんとほかないものである。

天高くモノみな肥る秋となり

暑い日中の暑さも、九月の声をきくと何んとなく秋らしく、天高肥馬の候になる。しかし、最近では馬が少なくなつて馬肥ゆるの表現がビタリと感じられないようである。生物ごとごとく熟し肥

っていくのもこの秋で、若い娘には気の毒だが、人間本の食欲の秋は、自然にそゆう形になつて表われてく

台風がまたねらつてる四ツの島

台風と台風、島国日本に課せられた宿命ともいわれるこの季節性低気圧は、毎年、どこかに上陸して人間の小さな営みを無惨にも破壊し悠々と去つてしまふ。交通、道路、住宅、突り、人命までも瞬間にして奪い去っていくこの暴君は、現代の科学の力をもつてしても防ごうと出来ない自然現象の強大なエネルギーである。

十五夜の月が照れてる甘い恋

陰暦9月15日は中秋の名月、昔からお月見と呼ばれ親しまれてきた行事である。最近、いろいろの行事が新暦で行なわれるようになってきたけれど、このお月見だけは当

てはまらない。茫の穂をそなえたり、お団子をあげたりしてこの名月を觀賞するのであるが、近ごろは、世の中が私達のくらしが忙しくなつてしまつて、名月觀賞などあまり関心のないようである。もつとも、最近の都会の煤煙や排気ガスに霞む夜空のぼやけたお月様では、お月見の興趣も起らないだろう。

生きてる幸としよりの日の笑い

9月15日はとしよりの日、最近、人間の寿命が伸びてきた結果、老人が多くなり各家庭でも、老人を巡つていろいろの問題が多くなつて、老人よ何処へ行くといつた

話題を提供し、老人対策は社会問題として発展してきている。この日は、各地で敬老会などの催があつて老人を励まし慰めるためにいろいろの趣好がこらされる。世の中には幸福な老人、不幸になげく老人などいろいろあると思われるが、この日ばかりは晴れて老人らしく扱われる。長が生きしてよかつたと思うような老人生活が送られる社会であつてほしい。昨年10月1日の国勢調査の70才以上の数は、88,605人ありうち男35,393人、女53,212人で女が圧倒的に多い。また、100才以上は4人でいづれも女性である。

統計の表現しかと丸と線

夏休みを利用して子供達が苦心して統計図表を画き、統計図表コンクールに出品する。統計教育の一環として行なわれるこの

行事は、統計思想普及の上から非常に有意義なことで、毎年、数多くの作品が出品され、大人達をうならせる。パイ図、線図、棒図などそれぞれに資料を加工して立派な作品が寄せられる。先生の指導が行き届き図表本来の約束に従つた作品ばかりである。

夏休み苦心のグラフにある誇り

統計図表は、統計を視力によつて理解するため簡単明瞭に表現するものであり、あまり難解なものは困る。統計図表のコンクールなど展示作品は彩色なども大切であるが、資料に大きなウエイトがかかる。子供達が、夏休み中に観察した子供の世界での統計が可愛らしく表現されているもの、高学年になるに従つて社会現象の中での問題点を訴えようとするものなどいろいろあるが、子供達の苦心の跡が図表に表われて近代社会に生きるこれからの子供達の成長が大いに楽しみになる。



(19)

統計スタッフ

岩上知事欧米視察へ

7月27日から約40日間にわたり、欧米の原子力事情、新官庁都市などを視察する岩上知事は、26日午前10時過ぎ、県庁職員の見送る中を、自動車で東京へ向つた。27日羽田発の日航機で香港に向いバンコック、カルカッタ、カラチ、カイロを経てローマ入りする。知事一行はローマで新官庁都市エウルを、ジュネーブで核燃料再処理施設を、ロンドンで原子力施設を、視察し、ほかに各地で、田園都市、農業事情など広い範囲にわたつて視察し、9月5日ホノルル経由で帰国する。



鷺毛玉鳳花 (サギ草)

(表紙うらの写真参照)

鷺草は日本特産の名草で、野生蘭として江戸時代から親しまれてきたラン科の植物で、全国いたるところに自生している。葉は蘭に似て2、3寸、夏の暑いさかりに尺余の花莖を抽いて真白な花が咲き、白鷺が双翼をひろげて青い田面に飛びかうさながらの姿は高尚優雅で可憐でもあり、清らかでもあり夏の風情をそえるなかなか人気のある植物となつた。最近、雑誌、新聞などでさかんに宣伝され、その乱獲もはげしく地域によってはその花を見られなくなつたのは残念である。また、この種類は早生咲、中生咲、晩生咲などもあり、園芸品種としては白覆輪、銀覆輪、金覆輪、紺覆輪と葉に色々な変化があるものがあるが、これはいかにも人工的ながめても味がない。やはり、野生の青葉種が一段と貴品があり、最も感じがよい。繁殖は実生でもよいが、球根に寄るのが普通で採集品は花はすくないが栽培すると一莖に九花位つづが野趣が失なわれるので、やはり2、3をつけるようにした方がよい。花の咲く順は、統計的にみると千葉、東京、茨城、栃木、新潟、山形、宮城、静岡、愛知、石川、三重、滋賀、岡山、四国、九州、もちろんこれは各産地別に培養して得た結果であり、したがつて7月中旬から10月下旬まで咲き続き100日間の観賞期間があることが特色である。

11月11日に第8回統計大会開催!

県下統計マンの祭典である統計大会は、来る11月11日、県民文化センターの大ホールで、統計関係者多数の参加のもとに開催されることになった。大会要項は後日新聞及び関係者にくづられる。

教職員の統計図表講習会

県統計教育研究部では、統計教育の充実に向上と統計表作成の手法、技術の習得、指導力の向上をはかるため、県内4ブロックで講習会を開いた。

講師は県統計課広報資料係長田中文司氏と結城市立教諭伊東健氏が当つた。参加者は県下の教職員で、日程で行なわれた。

8月1日	日立市	水木小学校
8月5日	土浦市	真鍋小学校
8月6日	下妻市	小妻小学校
8月8日	水戸市	県校長会館

昭和41年度統計主事資格認定講習会

9月20~29日に実施

近年、とくに統計の必要性が高まり各方面の資料として利用されることが急速に多くなつた。しかも高度な技術の多い統計が要求されている。このため、統計技術の向上をはかるために、今年度も、9月20~29日の通算6日間、水戸市三の丸茨城県庁で統計主事資格認定の講習会が開かれる。

事業所調査の取まとめが始まる!

去る、7月1日現在で実施された事業所調査の取まとめ、市町村統計担当職員の努力の結果、8月1日より取まとめ及び審査を県統計館で開始した。産業調査抽出等暑い折から感ちがいもでてくる。この取まとめられた結果の数字は、県から10月初旬に統計局より10月下旬に速報として発表される予定である。



人事異補追 (7月1日付)

転入 新
青 山 政 顕 農林統計係長 管

水戸市消費者物価の概況 (昭和41年7月)

—消費者物価指数2.8%上昇—

- 水戸市消費者物価指数は、総合で148.4となり前月に比べ2.8%の上昇となつた。
- 上昇は前月にひきつづき、生鮮魚介(10.7%)、加工食品(2.0%)が値上がりしたのに加え、郵便法の改正による料金値上がりのため交通通信(2.3%)が上昇をしめしたためである。反面、野菜(-3.3%)、乳卵(-1.6%)などは値下がりをしめしている。
- 野菜、魚、果物など生鮮食料品を除いた指数では136.5となり前月に比べ0.2%の微騰となつた。
- 上がった主な項目……生鮮魚介(10.7%)、文具具(6.4%)、交通通信(2.3%)、加工食品(2.0%)
- 下がった主な項目……野菜(-3.3%)、乳卵(-1.6%)、外食(-1.4%)

水戸市の消費者物価指数 (35年=100)

	総合	食料	穀類	その他の料 食	住居	光熱	被服	雑費
昭和40年7月	138.7	144.9	130.1	150.7	133.0	105.1	138.9	134.3
昭和41年6月	144.3	149.1	137.0	153.7	139.0	106.1	144.7	144.5
昭和41年7月	148.4	156.4	137.2	163.7	139.2	106.1	144.8	145.5
前年比(%)	2.8	4.9	0.2	6.5	0.1	0.0	0.1	0.8
前年同月比(%)	7.0	7.9	5.5	8.6	4.7	1.0	4.3	8.5

- 食料費目別にみると
- 食料指数は156.4で前月の149.1に比べ4.9%の上昇となつた。これは生鮮魚介(まぐろ、あじ、いわし、さけ、いか、たこ、ひらめなど)、加工食品(さけかん詰、牛肉かん詰)、菓子果物塩せんべい、甘納豆、りんご(国光)などが値上がりしたためである。反面、野菜(きやべつ、ごぼう、きゅうり、なす、とまとなど)、肉類(鶏肉、鯨肉)などが若干の値下がりをしめしている。
- 住居指数は家具什器(やかん、時計修理代、自転車)が若干値上がりしたため指数は139.2となり前月に比べ0.1%の微騰となつた。
- 光熱指数は前月にひきつづき変動はみられなかつた。
- 被服指数これも前月にひきつづき変動はみられなかつた。
- 雑費指数は郵便料金、化粧せつけん、レターペーパー、ハーモニカなどが値上がりをしめした反面、脱し綿、写真機などが値下がりをしたため指数は145.5となり前月に比べ0.8%の上昇にとどまつた。

消費者物価指数(大分類別)

年 月	総合	食料	住居	光熱	被服	雑費
昭和35年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
36 "	105.7	106.6	110.7	99.5	102.6	104.0
37 "	111.2	110.5	118.4	103.4	113.1	110.6
38 "	119.5	121.1	119.4	104.1	120.8	118.7
39 "	124.0	126.7	121.9	104.4	125.8	122.4
40 "	136.6	141.2	131.8	105.2	139.4	133.9
昭和40年8月	136.7	141.1	133.0	105.1	138.9	134.4
" 9月	142.5	151.1	133.4	105.3	141.3	134.8
" 10月	140.5	145.9	134.6	105.3	142.6	137.7
" 11月	135.5	135.7	135.6	105.5	144.0	138.4
" 12月	134.0	132.7	135.9	105.9	143.6	138.7
昭和41年1月	137.9	140.3	135.8	106.2	142.8	138.5
" 2月	138.8	141.9	136.0	106.2	142.8	138.5
" 3月	140.0	142.9	136.2	106.1	144.4	140.7
" 4月	141.8	145.2	136.3	106.1	144.3	143.8
" 5月	140.7	142.5	137.3	106.1	144.8	144.8
" 6月	144.3	149.1	139.0	106.1	144.7	144.5
" 7月	148.4	156.4	139.2	106.1	144.8	145.5

— 茨 城 の 県 民 性 —

— 「県民性調査」の結果より —

県民性調査は昨年県統計課が実施したもので、数ヶ月にわたる集計、分析の結果が最近ようやくまとまつたので、ここにその一部を紹介する。なお、詳細を知りたい場合は、県統計協会から発売される県民性調査の解説編及び統計編によられたい。

はじめに

従来、国民性が県民性を解明するうえで、主としてとられてきた方法は、文献や資料を手がかりに、国民または県民の特色ある考え方をひき出してゆくという文献研究の方法である。しかし、この県民性調査では、ある与えられた場面と条件のもとで、茨城県民ならばどう思い感じ、考え、そして行動するかを統計的に測定し、その結果を通して、県民性を「集団単位にみた特性」としてとらえようとした。また、この調査では、県民性をそれ自体として観察するばかりでなく、国民性との比較において明らかにすることにも力点をおいている。こうしたこともあつて、調査項目の選定、調査方法等多くの点で国の統計数理研究所の「国民性に関する研究調査」を典型とした。

県民性に関する調査は、本県においてははじめての試みであるため、その実施にあたっては、充分注意のゆきとどかなかつた面もあろうかと思われるが、本県県民性の解明のために、いささかでも役立つところがあれば幸いである。

県民性とは何か

県民性とは何かということを説明することは必ずしも困難ではない。県民の性格として変ることの少ない根源的なもの、あるいは県民のすべてに共通する性格をなどといえば、ほぼ足りるであろう。

しかし、そういう意味での県民性を具体的にどのような面についてとらえるか、またどのような方法で明らかにするかということになると問題はかなり難しくなる。この調査では、個人としての一般的な生活態度、宗教に対する考え方、家の意識、社会生活に対する態度、政治的態度等といった諸点から県民性に接近しようとしているが、こうした観点以外にも、いろいろな見方が可能であつて、それぞれの見方に応じた整理や接近の方法があり得るであろう。こうして、どういう側面から県民性を明らかにすべきかということは、一口に言えないわけである。またそのように多角的な県民性をどのような方法でとらえたらよいかということも一律にきめ難いことである。各種の文献に現われたところから調べ出す方

法や統計的な手法で調査するなどはその主要なものであろうが、いずれもそれぞれ特長があつて、にわかにはきめにくい。

県民性調査の立場

従来、国民性あるいは、県民性を明らかにする方法としては、文献や資料などから特色ある性格をとり出すというゆく方法がとられた。これは、どちらかといえば、推測的、解釈的な立場であり、県民の意見、態度、行動についての一般的説明原理を研究するという傾向が強い。

これに対して、今回の県民性調査では、統計調査の立場から一般の県民が、どう考え、思い、感じ、そして行動するかを明らかにしようとした。具体的にいうと、調査者に対して、いくつかの場面を設定して質問し、この与えられた状況のもとでいかに考え、感じ、いかに行動するかを答えてもらい、その結果から茨城県民全体の特性を推定しようとした。すなわち、推測的な考えでなく、実際に観測された人びとの行動から「集団単位にみた特性」または「個人単位にみた特性」の総合的なパターンとして県民性をとらえようとした。

このようにして明らかにされる県民性はそれ自体として充分に意味のあるものであるが、さらに、県民性との比較において明らかにすることにも力点をおいたので設問の内容や調査の方法については、できるだけ全国的な規模で行なわれた国民性調査に準ずるものにし、その典型として「国民性調査に関する研究調査」を参考とした。

調査のあらまし

1 調査の対象

昭和39年12月20日確定の基本選挙人名簿に登録された有権者の中から抽出した約 4,500人を対象とした。ただし、20才以下の者は除外し、独立して社会生活を送る者の意見や考え方として県民性をとらえることとした。

2 質問事項

「国民性調査」との比較を考慮して次の100項目を設定した。

質問群	質問数
基本項目	7
個人的態度	5
宗教	5
子供・家	6
身近な社会	9
男女差別	4
一般の社会問題	10
政治的態度	7
日本人、人種	3
その他(県独自のもの)	5

調査の方法

調査票は、単記票で自計式とし、設問の回答方式は回答式とし、調査は郵送によつて実施した。

調査結果の精度

母集団Nの母集団からN個のサンプルをランダムに抽出し、母集団比率Pを推定するときの相対誤差は、 N および n が充分大きければ、 $\sqrt{P(1-P)/n}/P$ であった。県民性調査は、2段抽出であるから、この式で計算される値よりやや大きく、ほぼ $\sqrt{2.5}$ 倍程度に上と見こまれる。よつて、回答(カテゴリ)の比率が未満または、集計標本数が100未満であるような場合にはサンプリング誤差が大きいから注意する必要がある。

全体から見た結果

1 質問群にみた結果

県民性調査の質問文とカテゴリ(選択肢)別単純集計結果は、「付表1 質問文および単純集計の結果」に掲げるとおりである。また、個々の質問を性別、年齢、学歴別、職業別等の層別に集計した結果については「質問別にみた結果」で詳しく述べることにしている。ここでは、質問全体をそのおおよそその傾向によつて、「個人的態度」、「宗教」、「子供、家」などといった大まかりの群に分けて、それらの質問群ごとに集計結果の概要を述べることにする。

(1) 個人的態度

「自分が正しいと思うことが世のしきたりに合わない場合」どうすべきかという質問に対しては、はつきり「おし通す」べきだ(17%)とする人も、「従え」(16%)とする人も少なく、**「場合による」**(67%)が大部分であった。しかし「自分の考べが正しいと思つても他人に聞きいられないとき」**「おしきつて実行」**すべきで

ある(58%)という答えは過半数をしめ、**「とりやめ」**(38%)を少し上まわつた。ここには、世間のしきたりと他人の反対とで多少差が出ているが、総じて世間のしきたりや他人の反対に対しては、これをおしきつて、信を貫くべきだとしながらも、それも時と場合によるという比較のおだやかな態度が強いとみられる。

「自分の気持に近い暮らし方」としては、全体の半数に近い人が**「清く正しくくらすこと」**(47%)と答え、**「趣味にあつたくらし」**(31%)と**「その日その日をのんきにくらす」**(9%)がこれに次いでおり、**「金持ちになる」**(7%)、**「社会のためにすべてをささげて」**(3%)、**「名をあげる」**(1%)などといったくらし方にはあまり関心がない。また「あなたにとつて一番大切と思うもの」を自由に答えてもらったところ、**「愛情」**(誠実、幸福など精神的なもので、かなり範囲をひろくとつた)(24%)と**「健康、生命」**がこれに次ぎ、**「家族」**(11%)、**「子供」**(3%)がこれに次ぎ、**「金財産」**(2%)や**「仕事」**(2%)などは少ない。両方の質問から、県民の多くは、社会のためとか金持になる名をあげるなどといったどちらかといえば社会的な目的をもつたくらし方よりも、平和で清潔で趣味に合つたいわゆる小市民的な生活を望んでいるとみられる。

「自然と人間」については、**「自然を利用しなければならぬ」**(48%)が半分近く、**「征服」**(25%)と**「従え」**(22%)とはほぼ同率で、しかも**「利用」**よりはずつと少ない。この問題についても、県民は比較的穩健かつ中庸な考え方を示しているとみられよう。

(2) 宗 教

「信仰とか信心とかを持つているか」という質問に対しては、**「持つている」**(42%)よりも**「持つていない」**(54%)の方がやや多かつた。しかし、**「持つていない」**をさらに分けると、宗教的な心は**「大切である」**(39%)と**「大切でない」**(11%)とにわかれるので、前の**「持つている」**にこの**「大切である」**を加えると全体の81%になり、はつきり**「大切でない」**と答える者は11%にすぎないことになる。このことから、県民は全体としては宗教心にあつたといふことができよう。なお、**「持つている」**者の中では仏教が29%(持つている者を100とすると69%)でもつとも多く、残りは神道7%(17%)その他5%(12%)となつている。

次に「人間の本来の性質は善であるか悪であるか」といういわゆる性善説、性悪説に対する考え方をみると、**「善でも悪でもない」**(35%)、**「善でも悪でもある」**(31%)および**「善である」**(30%)と答えた人がそれぞれほぼ3分の1ずつとなり、はつきり**「悪である」**(1%)と考える人はきわめて少ない。総じて、県民は人間の本来の性質に対しては肯定であると見られよう。

宗教に関する問題として、「あたらしき総理大臣になつたとき、伊勢の皇太神宮にお参りする人があるが、このことをどう思うか」と聞いたのに対しては、「本人の自由」(69%)と答えた人が圧倒的で、残りの人については、「肯定的意見」(27%)が「否定的意見」(3%)をかなり上まわつた。なお、肯定的意見の中で、はつきり「行かねばならぬ」(4%)とする者も、否定的意見の中で「行くべきでない」(2%)とする者ものもともに少ない。この質問では、信教の自由の問題が総理大臣という特殊な立場にいる人のあり方とからみ合っているが、県民全体としては、この問題に対しては比較的寛大な良識的な立場をとる者が多いといえよう。

(3) 子 供 ・ 家

母親の多くは、「いやがる子供を使いに出すとき」は「金」(15%)や「すきなもの」(13%)をやつたり、誰かに「言いつける」(2%)いつておどしつけたりしてではなく、「よく言い聞かせて」(67%)行かせる。つまり子供の人格を尊重する立場をとっている。また、「小さな子供を育てるとき」は、「自由の尊さ」(24%)を教えるよりも「規律の尊さ」(74%)をこそ教えるべきだと考える人が多く、しつけを重視していることがわかる。

「先生が悪いことをしたことが本当である場合、それを子供にたずねられたとき」、「そんなことはないという」(43%)のと「ほんとうだという」(52%)のとではあまり差はないが後者の方がやや多くなつてゐる。つまり、子供の教師に対する信頼感を失わせまいとしての配慮から、善意のウソを認めようとする意見(前者)よりも、真実はかくすべきではないとする意見(後者)の方が多かつたことになる。

次に家に関連する質問として、「結婚式や葬式は多少金がかかつても盛大にやる人があるが、これをどう思うか」という設問では「身分相応に」(86%)が圧倒的に多く、「よくない」(10%)がこれについており、肯定的な意見としての「しかたがない」(3%)と「盛大に」(1%)はいずれもわずかであつた。実際には、世間などから心ならずも「盛大に」やる人も多いと思われるのが回答でみる限り、この問題では県民はかなり良識的であるといえよう。

「あなたは何かするときに、本家(本宅)とか分家(新家、新宅)とかを考えに入れるか」という問題では「考こに入れる」(64%)の方が、「考こに入れない」(34%)よりも多かつた。また「子供がないときは、他人の子供でも養子にもらつて家をつがせ」るかという問題に対しては、「場合による」(6%)がいちばん多かつたが、残りの人達の中では「つがせる」(35%)の方が「つがせない」(4%)よりはづつと多い。これらの結果

から、「家」の意識は依然として強く、人々の考えや行動の決定の上で、大きな影響をもっていることがうかがわれる。

(4) 身 近 な 社 会

「会社の社長として非常に大切な会議をかかえているとき大恩ある人のキトク(お礼)の報に接したとしたらどうするか」という意味の設問では、「すぐ故郷へ帰る」(53%)が「会議に出る」(45%)よりやや多くなつた。しかし「キトクなのが恩人でなくて親である場合」になると、前とは反対に「故郷へ帰る」(43%)は「会議に出る」(54%)より少なくなつた。

また、「会社の社長として社員を1人だけ採用するに当り、成績は2番でも親戚の子である人と、そうした関係はないが1番になつた人とはどちらをとろうとするか」という設問では「1番の人」(78%)が「親戚の子」(19%)よりはるかに多かつた。しかし、設問が「1番になつたのが恩人の子であつたら」ということになると「1番の人」(53%)の比率は前よりかなり減つて、「恩人の子」(42%)の比率は高くなる。

以上2種類の設問から、公的立場にある者は私情に左右されるべきでないという公私の別をはつきりさせようとする考えは強いとみられるが、他面、恩人への恩返しのためにはその考えもかなり後退する様子がわかる。

「親孝行、恩返し、個人の権利の尊重および自由の尊重」の4つの徳目のうち大切と思うもの2つを上げようとするとき、「親孝行と恩返し」(28%)またはそれらのうちの1つだけ(「親孝行とDK」または「恩返しとDK」)をあげたいいわば「戦前型」(合わせて36%)も「個人の権利の尊重と自由の尊重」(14%)またはそれらのうちの1つだけ(「権利とDK」または「自由とDK」)をあげたいいわば「戦後型」(合わせて24%)もともに多くなつてゐることなく、戦前型のうちの1つと戦後型のうちの1つを組合せたいいわば「混合型」(合わせて40%)もむしろ多かつた。次に、4つの徳目のうちの1つだけに着目した集計では、「親孝行」(63%)、「権利の尊重」(45%)、「恩返し」(44%)および「自由の尊重」(34%)の順となり、「親孝行」の比率が高い。なお、これらの結果から県民全体としては、「戦前型」と「戦後型」のどちらにも片寄つていないことがわかるが、どちらかといえば戦前型の方が戦後型よりやや比重が高いといえよう。

カネについての問題で「何かするのに、出し合ふのが高いと思われるとき」はどうするか、という問いに対しては、おカネのことははつきりさせるため「高すぎるからやめよう」(68%)という答えが、おカネのことはあまりいたくないから「だまつている」(30%)という答えが、むしろ多くなつてゐる。他面「世話になつた人への

「買物に行くとき」は多少遠くても「安い店」(「有名店」(20%)をえらぶと答える人より「近所の店」(69%)でと答えるの方がかなり多
こうして、おカネの問題では、おカネのことははつ
さけるという割りきつた態度がかなり強く出ている
一方買物の問題からは、「安い店」を選ぶという経
理にかなった態度はむしろ少なくて、同じ買うな
りの深い店という「近所の店」や権威主義とみ
る「有名店」という答えが多くみられる。ただし
「近所の店」には、時間の節約を重くみる立
場。また「有名店」には贈り先に与える効果を重視
する考え方が含まれ得るので、いちがいに結論は出しに

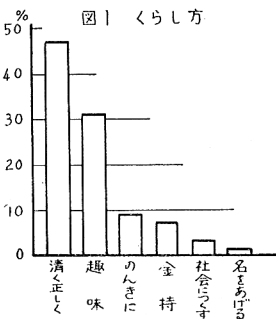
「会社にタイプのちがった2人の課長がいるとき」人
間の立場としては、仕事でムリは言っても何かの
理由には「めんどろをみる課長」(86%)の方が、ムリ
なくとも「めんどろをみない課長」(11%)より
好きと考えており、しかもその意見は圧倒的に多
く。また、「四十七士の仇討」は「あの時代としてはよ
い」(65%)という条件のついた肯定を含めて、仇討に
賛成な意見(71%)が多数で、「否定的意見」(採
取)は少ない。これらの問題および前の婦郷か会議か
議案、買物等の問題から見て、県民には、義理や人情
を重くみる気持ちが強いといえよう。

男女差別

「もう一度生れかわろうとしたら、男と女のどちらに
なりたいか」という質問には、大部分の人が「男に
なりたい」(31%)と答え、「男に」(17%)と答えた人はぎわ
って少なかった。この答えに対しては予想されるように
男と女とは差があり、男ではそのほとんどが「男に」
(31%)と答えたが、女の場合は「男に」(68%)とい
う人は少ない。この答えは、今の世の中では、男の方が
より歩が良いという認識が男女を通じて強いことを示
しているであろう。

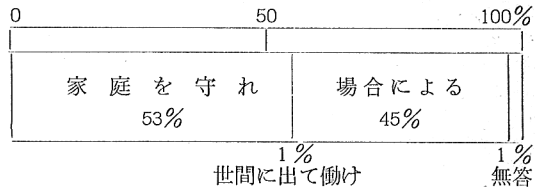
次に、「中学校の男女
共学に賛成か」という質
問についての結果をみる
と、賛成(79%)が圧
倒的で反対(19%)
はさるかに少かつた。
この結果から、中学校の
男女共学は、制度として
取りでなく、人びとの
考え方の上にも定着して
いることがわかる。また、
中学校の男女共学に関する限り、男女差別の傾向はみ
られないといつてよからう。

図1 暮らし方



「結婚した女性は家庭を守るべきかそれとも世間に出
て働くべきか」という質問への答えをみると「家庭を守
れ」(53%)が半数をこえ、「場合による」(45%)が
これに次ぎ、「世間に出て働け」(1%)はほとんどな
かつた。男の働きだけで人並みの生活を維持することが
できないとか、未亡人であるとかいつたことがない限り
女は家庭を守るべきだという意見が支配的とみてよから
う。

図2 女は家庭か世間か

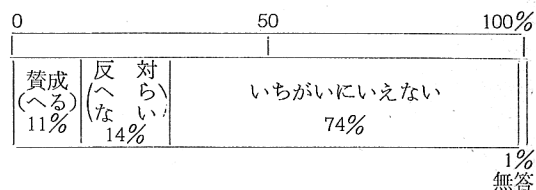


次に「生れつき、物事を考えたりまとめたりする能力
は、男と女で差があると思うか」という質問では、「差
あり」(54%)が「差なし」(45%)をやや上まわつた。
この関係は、男女によつてもその他の階層間でもあまり
変りはない。ここで「差あり」とする考えは、男女差別
に通ずるところがあるとみられるが、あとでもふれるよ
うに、この「差あり」という意見は、全国や岐阜県の結
果にくらべるとかなり低率になつている。

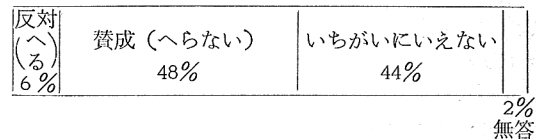
(6) 一般の社会問題

図3 機械化の問題

「人間らしさはへる」という意見



「心の豊かさはへらない」という意見



「世の中の機械化によつて人間らしさはへると思
うか」という質問では、同じ内容の問題を一方は機械化に
否定的な意見に対する賛否として、他方は機械化に肯定
的な意見に対する賛否を求めるかたちで提示したが、被
調査者の2つの設問に対する解釈の差があらわれて、得
られた答えには若干のひらきがみられた。しかし、二つ
の答えの間には全体としては一応矛盾はなく、機械化に
否定的な第1の質問(「へる」11%、「へらない」14%)
でも、肯定的な第2の質問の答(「へる」6%、「へら

ない(48%)でも機械化によつて人の心の豊かさ(人間らしさ)はへらないとして機械化を肯定する考えの方が強くなつてゐる。ただし、問題のむずかしさから、両問とも「いちがいにいえない」(第一問74%, 第二問44%)が非常に多くなつてゐることを無視することはできない。

「個人の幸福と全体(日本)との関係」としてあらかじめ定めた3つのカテゴリに対する支持率をみると「個人が幸福になつて、はじめて日本全体がよくなる」(34%)、「日本がよくなつて、はじめて個人が幸福になる」(30%)、「日本がよくなることも、個人が幸福になることも同じ」(34%)のいずれもほぼ3分の1ずつになつた。次に、「現在日本では次のどちらが多いと思うか」として示した2つのカテゴリについては、「公の利益のために個人の権利が軽んぜられてゐることが多い」(46%)と「個人の権利のために公の利益が無視されることが多い」(44%)とではほとんど差がなかつた。前者は公益のために、個人が軽視されていると感じることから「個人重視」の立場に近く、後者は反対に「公益重視」の考えが強いとみられよう。両方の質問から県民全体としては、社会全体を相対的に個人より重く見る考え方も、その反対に個人より社会全体をより重視する立場も共に多数を占めていないことがわかる。

「法律のあり方」として「法律は、お互いにくあいよく生活できるようにつくるべきだ」(37%)という考えと法律は世の中に正義が行なわれるようにつくるべきだ」(61%)という考え方では、後者への支持がずつと高かつた。「ぐあいよく生活できる」ためには、「正義が行なわれる」ことが前提となるから、二つの考え方にはあまり大きな差はないとみられよう。しかし、「正義が行なわれるように」という考えの方が「ぐあいよく生活できるように」という考え方よりも、法律に対する期待としてはよりはる積極的であるとみることができよう。

「功勞のあつた人に対しては勲章を出すべきか賞金を出すべきか」を問うたために、勲章はぜひ出さなければならぬが、必ずしも賞金を出す必要はない(71%)という意見が、賞金はぜひ出さなければならぬが、必ずしも勲章を出す必要はない(23%)をかなり上まわつた。この結果から、県民全体としては、国家や社会への功勞に対しては、賞金(実利)よりも勲章(名誉)をと考える者が多いと言えるが、他面、権威、主義的考え方が強いとみることでもできる。

「実際に必要な品物の製造や売買に従事する人と学者や芸術家などではどちらが社会的にみて価値が高いと思うか」という質問では、「実際の仕事」(23%)が「学者や芸術家」(7%)より多くなつたが、いずれも少数でそれらの両方に価値をみとめて「いちがいに言えない

」(68%)と答えたものが圧倒的に多かつた。

「りつばな研究をした科学者が、国際会議で日本代表としてそれを報告することになつてゐる。もし彼が出席の直前、人妻と関係するような不道徳をしてかしたとしたら」という設問で4つの選択肢を用意した。その結果をみると、「業績が立派ならよい」(14%)、「科学と私生活は別」(37%)、「不道徳は許せぬ」(25%)および「ふさわしくない」(20%)のどれも多数を占めるにいたらなかつた。いま前の2つを肯定的意見とし、後の2つを否定的意見として総括すると、「肯定」(51%)の方が否定(45%)よりやや多くなつた。

「教育施設や社会施設の経費をつくるために、市や県が競輪や競馬のようなカケゴトをひらくことについては、これを「よい(やむをえない)」(29%)とするのは数で、多くの人々は「よくない」(69%)と考えてゐる。つまり県民は目的が立派だからといつて、それを支えるための手段が社会的にみてマイナスを生ずるようなやり方は好ましくないと考えているといえよう。

「工場や会社で労働組合をつくることについては」「労資が対立関係になるのはよくない」(23%)とする意見よりも「労働者は組合をつくつて、自分達の権利をまもつてゆくのがよい」(67%)とする意見がずつと多い。こうした意見の分れ方は、あとでみるように、年齢、学歴等のちがひによつて大きく変るようなことはない。この結果から、労働組合に対する肯定的な意見が県民の各層に広くゆきわたつてゐることを知ることもできる。

(7) 政治的態度

「日本をよくするよめには、すぐれた政治家がでてきたら、国民が互に論議をたたかわせるよりは、そのなかまかせた方がよいと思うか」という問に対しては、「まかせせる」(17%)よりは「まかせない」(28%)が少し多かつたが「時、人による」(44%)という意見はむしろ一番大きな比重を占め、ほかに「こんな人はいない」(8%)が少しみられた。いま、「時、人による」と「こんな人は出ない」(後者は、出ればまかせざる味にとれる)は、程度の差はあつても「まかせない」の立場とみられるから、条件付きの立場も含めて「まかせない」はほぼ70%になり、「まかせない」の立場が強く上まわることになる。こうした結果は、現在の制限主義にかなりなじんでゐるはずと見られる。その代議政治に対する考え方を示すものとして注目しよう。

「民主主義、資本主義、自由主義および社会主義のうち、どの主義が最もよく感じるか」という質問では、「民主主義」がいちばん好感をもたれており、「よい感じ」(51%)と答える者の比率が4つの言葉の中ではいちばん高

「よい感じ」(3%)はきわめて少なかった。これに対し、「資本主義」はよくない感じ(31%)が、「よい感じ」(5%)は少なくなっている。ほかの「自由主義」および「社会主義」は前の2つの言葉の中にあるが、「自由主義」では「よい感じ」(22%)が「よくない感じ」(12%)を上まわつたのに対し、「社会主義」では、「よくない感じ」(21%)が「よい感じ」(14%)より多かつた。しかしながら、4つのどの言葉についても、「時と場合による」という答えが40%に達しており、民主主義以外の言葉ではいずれも最高になつている。このことから、民主主義も含めこれらの言葉が「よい感じ」か「よくない感じ」か「時と場合による」とする者が多く、それぞれの言葉または主義)によい面と悪い面とを認める意見の強弱がわかる。なお、それぞれの言葉に対する感じ方の関係——たとえば、「資本主義」と「自由主義」の関係、「資本主義」と「社会主義」との関係など——には、強い関係はみとめられない。

「あなたは専門の研究のほかにもどの程度に政治に関係するかと」 という設問では、「専門の研究に専心せよ」(60%)という意見も「研究ばかりでなく、進んで政治に関心せよ」(14%)もともに少なく、両者どちらにも片寄りなく、いわば中庸な立場である。「専門の研究のほかに政治にもある程度の関心を」(60%)という意見が多数を占めた。この設問で「専門の研究」とあるのを他の多岐にわたる職業に置きかえても、この結果にあまり変化はないと思われる。

「選挙への関心」をみるために衆議院議員選挙の場合にあげてきた質問では、「なにをおいても投票」(95%)と「なるべく投票」(36%)を合わせて95%近くに選挙への関心の高さが示されている。

日本人・人種

県民自身は、「県民の性格」つまり県民性をどのように考えているか。これをみるために、長所とされる性質および短所とされる性質をそれぞれ10ずつかかげてもらつた。この質問は、他の質問とちがつて、県民性を、設問を通じてではなく直接に、また県民自身で自己評価としてとらえる点に特長がある。まず長所では「勤勉」(33%)、「親切」(33%)、「明朗」(28%)、「ねばり強い」(26%)、「淡泊」(24%)などが多かつたがとくに多数意見とまでいえるものはなかつた。(全体で100%をこえるのは、まるはいくつつけも良いこととしたためである。)次に短所では、「気が短い」(57%)が多数の人に指摘され、「熱し易くさめ易い」(52%)も半数に近い人たちがまるをつけたが、他の性質はずつと少なくなつて「しゅうねん深い」(12%)、「愛国的」(12%)、「傲慢」(11%)以下すべて少数

となつている。両方を比較してみると、長所には多くの県民に共通にみとめられるようなものが少ないかわり、短所の「気が短い」と「熱し易くさめ易い」というお互によく似かよつた性格が多数の県民によつて意識されることがわかる。

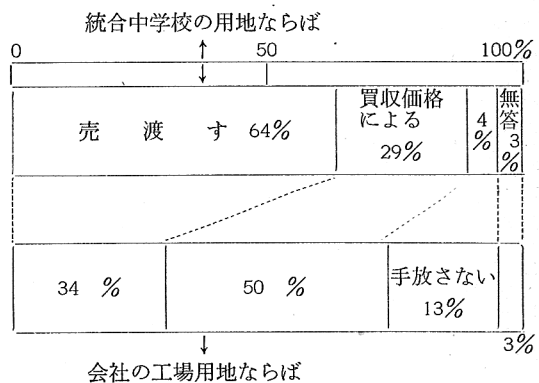
「日本人は西洋人とくらべて、すぐれていると思うか、劣つていると思うか」という質問では「すぐれている」(36%)が「劣つている」(20%)を上まわつた。しかし、むしろ「同じ」(37%)と答えたものが前の2つを上まり、「D.K(無答)」(7%)も加えると40%以上が「すぐれている」とも「劣つている」とも答えなかつたことになる。

競技と国旗掲揚の問題で「優勝者の国旗をかかげてその国の名誉をたたえるオリンピックと、国と国の間の競争をさけるため国旗をあげないアジア大会ではどちらがよいか」という質問では、国旗をあげるべきだとする「オリンピック」(71%)が多数意見を占め、あげない方がよいとする「アジア大会」(23%)は少なくなつた。こうした結果から、県民には国家意識がかなり強いと言つてよいと思われる。

(9) その他

「自分の職業を将来子供につがせたいと思うか」という設問では、「つがせる」(31%)が「つがせない」(18%)を上まわつたが、「場合による」(39%)はさらに多く、「答えられない」(10%)もかなりあつた。この回答には、年齢、学歴、職業、地域別等による差が多かつたが、職業別では、ホワイトカラー、ブルカラーなどのいわば、近代の職業群では「つがせない」が多く、反対に農林水産業従事者(54%)、小企業主、家族従業者など世襲的な色彩の強い職業層では「つがせる」が多くなつている。

図4 用地売渡すか



「先祖伝来の土地が用地買収の対象になつた場合」という設問では、それが「統合中学校用地」なら「公益の

ため売渡す(64%)が多く、〃買取価格による(29%)がこれに次ぎ〃手放さない(4%)はきわめてわずかである。しかし「会社の工場用地」となるとかなり事情がかわり、〃買取価格による(50%)が〃地域発展のため売す(34%)を上まわり〃手放さない(13%)も中学校の場合より多くなる。これらの問題から、公共的事業への協力性はかなり高いといつてよかろう。

「村会議員の選挙」では、たとえ部落推せん候補者があつても、〃人物本位で(77%)投票するとする者が大多数で、〃部落推せん(22%)の人に投票するという答えは少なかつた。なお、この問題には学歴による傾向がみられ、高学歴ほど〃人物本位で〃とするスジの通つた答えが多くなつている。

「観光開発はよいか」という質問では、〃好ましい(79%)が多数意見で、〃好ましくない(17%)はかなり少なかつた。観光開発には、自然美がそなわれたりするマイナスもあり得るが、県民全体としてはそれを好ましいとする意向が強いわけで、前の用地買収の問題と同じように、公共的事業への協力的態度の強さがうかがわれるが他面、レジャー関連の消費が盛んな生活態度の反映ともみられよう。

(10) 要約—平均的県民像—

ここで、いままで述べてきたことを整理して、県民全体にほぼ共通する物の考え方や感じ方、行動の仕方などを列挙してみよう。これは、県民全体を統計的に観察して明らかにした〃平均的県民像〃とでもいうべきものである。

〈個人的生活態度〉 世のしきたりや押しきつても所信を貫こうとするはげしさはあまりなく、自然と人間との関係、首相の伊勢参り、側人との関係などにも見られるように、やや保守的で、かつ比較的穩健、中庸な態度を持つている。くらし方としては、金持になるとか、社会のためにとかいつたいいわば目標のはつきりした生活よりも、清潔で、趣味に合つた平和な、いわば小市民的な生活を望んでおり、さらに、こうした答えおよび資金よりも勲章を、競輪はよくないなどの答えからみて、精神主義的な志向も強い。

〈宗教観、道徳観〉 宗教や信心は持つているか、持つていないまでも宗教心は大切だと思つており宗教心はあつていふだといえる。また、「大切な道徳」の問題からは、やや古風な道徳観がみられ、目的(教育施設をつくる)が立派だからといつて競輪はよくない、清く正しくくらすことを望む善意のウソでも許さないなどからは、潔癖さもうかがわれる。

〈人間観〉 人間の本来の性質は本来白紙であるかあるいは善であるとする明るい人間観をもつている、これは、明朗で淡白な県民性のうらがえしともみられる。ま

た、県民は勤勉で親切であると自己評価しているが、面気が短かく、熱しやすくさめやすいことも自覚している。

子供の人格は尊重し、男女差別の考えは少ないといつた点では近代的人間観をもつているが、この世の中に、女よりも男の方に都合よく出来ていると感じている。現実には男男差別のあることを裏書きしている。

〈家、義理、人情〉 何かをするときは、本家、家といつたことを考えに入れることが多いなど、家の力はなお強い。

恩人のためとあれば、公(おおやけ)の立場にある者としてとるべき態度をかなりゆるめる傾きがあり、七士の仇討には肯定的であるなど、恩義ある人への立てを重んじ、上司としては、仕事では無理を言つてもめんどろをみる課長を選ぶことや菓子を買う問題などは、いわゆる人情を大切にす態度がうかがわれる。

〈経済観〉 出し合う金が高ければはつきり高いといふ、労組をつくることには賛成、結婚式や葬式は身に応じたいというような経済的合理性にかなつた態度もみられるが、他面買物の問題にみられるように人情に傾いた考え方や、賞金より勲章をとるという実利より名誉を重んずる点、くらし方や一番大切なものにみられる精神主義的な面など、前とは反対の傾向もあつて一貫しない。

〈社会観、政治観〉 公益のためなら先祖伝来の地でも売渡し、観光開発は好ましいと思うなど、公共事業には協力的である。また、労働組合をつくることには賛成、選挙は部落推せんに拘束されないなどの答えからは、いわば〃開かれた〃社会観がみとめられる。

特定の政治的または思想的傾向を持つ者は少ない。選挙への関心は高く、部落推せんにかかわらず人物本位で投票するなど、選挙に対する態度は進歩的で公正である。なお、国旗の問題に関する限り国家意識は強くなるが、人種的偏見は少ない。



統計で明らかにされた県民性



茨城県統計課編

茨城の県民性

— 県民性調査結果報告 —

B5版 130頁 価格 400円

- 「水戸ッポ」などという呼び名もあるが、茨城県民のものの考えや感じ方、行動の仕方など〈県民性〉にはどのような傾向や特徴があるか——「県民性調査」は、それを統計的に明らかにしようとして、こんどはじめて実施されました。
- 本書は、県民性調査の実施の概要と集計の結果を集録し、これに解説を加えたものです。
- なお、本書では、県民性調査の結果を「国民性調査」（文部省統計数理研究所）や他の2、3の県で実施した同種調査の結果とも比較しながら、茨城の県民性の特徴を明らかにしています。

◆進 呈 本書の申込者に別冊「統計編」（B5版 150頁）を進呈、ただし先着700部限り。

◆お申込みは、代金をそえて下記へ。

水戸市三の丸

茨城県開発部統計課内

電話水戸(2)5505

振替口座東京85415

茨城県統計協会

県内産業の展望

(その 17)

—昭和恐慌期(2)—

県統計課 横須賀 弘

第1次世界大戦後の慢性的不況は昭和2年の金融恐慌から、さらに昭和4年の世界恐慌をむかえて一層深刻さを増したのであります。すなはち、貿易の逆調は年ごとに激しくなつたのでありますが、当時の政府はこのような原因を物価高にあるとして財政緊縮、財界整理の方針をとつたので、産業界は国内購買力の低下になやまされ輸出も外国為替相場の変動のため伸びなやみ、大きな生産規模に対して需要は下回り、生産制限が全産業に波及するにおよんで、倒産、合併、買収等が相つぎ、企業集中が進んだと見られたのであります。また、為替相場の低落と輸出の減退のなかで政府は昭和5年1月金輸出禁止をといたのでありますが、これと時期を同じくして深夜業を廃止したということは、すでに活発化しつつあつた大企業の合理化を一層促進させることになつたのであります。そして昭和6年に重要産業統制法が制定され、カルテル統制が強化されたのであります。他方、中小工業は金融恐慌後、もつとも関係の深かつた地方銀行、中小銀行の没落整理が急速に進んだため、極度の金融難におちいり窮乏化をよぎなくされたのであります。そのため、金融対策が強化されるとともに、世界恐慌下の中小工業対策として従来の重要輸出品工業組合法が改正され

(第1表) 年次別生産額

年次	生産額
昭和1年	5,995
2年	6,138
3年	6,515
4年	7,199
5年	6,708
6年	6,898

対象も国内一般に拡大、アウトサイダーの規則を全産業組合法が制定されたのであります。

それでは、この期間における国内の生産額の推移をみますと、第1表のとおり昭和4年まで漸増をつづけたのでありますが、昭和4年の世界恐慌、5年の金融恐慌を経てそれ以後は停滞にむかい漸減乃至は横ばいをつづけたのであります。

また従業者についても第2表のとおり昭和3年まで増加をつづけたのち、4年以降は停滞にむかつたのであります。

(第2表) 年次別従業者数

年次	従業者数
昭和1年	2,062千人
2年	2,063
3年	2,133
4年	2,056
5年	1,875
6年	1,842

こうした国内の情勢のなかで県内の生産額ならびに従業者数の推移をみてみましょう。

(第3表) 県内の年次別生産額・従業者数

年次	生産額	従業者数
昭和1年	56,040	22,600
2年	56,611	17,900
3年	62,253	17,900
4年	55,701	14,900
5年	36,217	13,600
6年	31,498	13,200

第3表でも恐慌の影響は国内よりも地域的にみると深刻なことがわかります。第1図は昭和1年を基準とした場合のそれぞれの比較であります。国は、1年～3年は微増がみられたのに対し、県内は2年以後漸減を続け、昭和8年にいたりわずかに増勢がみられたということが目立ちます。こうした生産の実態は後に詳しくみてみることにしましょう。

つとも工場統計は昭和4年以降同13年まで、従前の5人以上の工場のほか4人以下でも「5人以上の職工を使用しうる設備を有する工場」が新たに追加された（第4表のとおり工場数は昭和4年801工場で前年比467工場の増加（前年対比239.8%）をみてもわかります。）この期間を通して生産額、従業者数等の推移をみる場合には、昭和4年以降を3年以前よりも少なにおさえてみる必要があります。したがって、この恐慌期における生産額、従業者数は上掲の第1表及び第2表が示すよりも昭和4年以降は低くおさえておくべきでしょう。

（第4表） 県内年次別工場数

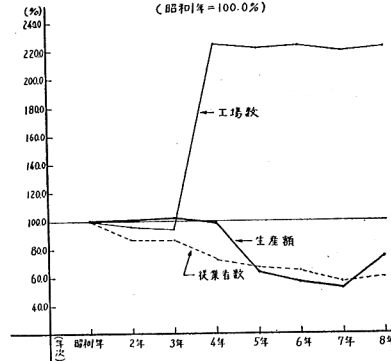
年次	工場数	前年対比
昭和1年	357	100.0
2年	343	96.1
3年	334	97.4
4年	801	239.9
5年	794	99.1
6年	818	103.0

このように工場統計も大きな改正がみられたわけですが、当時の工場統計の沿革について少しふれてみましょう。

現在の工業統計は明治42年の工場統計報告規則により農商務統計から独立して以来現在にいたっているわけですが、工業を含めた生産統計とみられるものをみてみますと、明治3年9月民部省達によつて府県

に調査を命じた「物産表」があります。この物産表は明治4年7月には大蔵省へ、明治6年11月には内務省へ移管されたのでありますが、明治8年には内務省より「府県物産表」として刊行されたのであります。その後は数次の改正を経て明治27年には農商務統計報告規程に切り替えられ、職工10人以上の工場について、工場票という個票によつて調査することになったのであります。それから明治42年にはこれまでの農商務統計報告規程による調査から分離して、新たに独立の省令をもつて工場統計報告規則が制定され、従前の他計式の調査を改め、工場主からの自計申告制度による工場調査に発展したのであります。当時の工場調査は職工5人以上を使用する工場を対象としたもので、生産統計としてよりは、むしろ労働統計としての色彩が濃かつたのであります。ついで、昭和4年には軍需工業調査を工場統計調査のうちに吸収するとともに、調査の内容を充実し、根拠法規も資源調査法に基く調査となつたのであります。したがって調査の基調は従来の労働統計の色彩をもつた工場調査よりも生産および設備にかんする調査事項を整備したのであります。また、前にも解れましたように、調査の範囲も従前の職工5人以上の工場のほかに、4人以下でも5人以上の職工を使用しうる設備を有する工場が新たに追加されたのであります。

（第1図） 工場数・従業者数・生産額の推移
（昭和1年=100.0%）



統計法における「申告の義務」について

県統計課 星

宏

統計調査に従事していて、時には、あつてなきがごとき感覚をもつて接する「統計関係法規」の重要点の一部にふれてみたい。統計関係法は大別して統計組織法と統計作用法からなつてゐる。前者は統計行政の主体に関するものであり、後者は統計行政の主体が統計調査を実施する内容に関するものである。統計作用を律する主なものは統計法と統計報告調整法の2つとみてよからう。

今回は統計法についての解釈上重要と思われる統計法第5条「申告義務」に親しむことにする。

第5条「政府、地方公共団体の長又は教育委員会は指定統計調査のため人又は法人に対して申告を命ずることができる」として、人又は法人に対して申告の義務を課している。ここで問題になるのは憲法第38条1項「何人も自己に不利益な供述を強要されない……」との関係である。憲法の解説書によると「自己に不利益な供述とは自分が刑罰を科せられることの根拠となる事実の供述をいうのであつて、単に財産または名誉に関する不利益をもたらす供述は含まない。」また「この精神は、刑事事件において訊問を受ける者一般に関する規定である……」との解釈からして、憲法にもられる精神は過去に於ける（旧憲法）、人権侵害に対する人権保障に関する規定であり、一方本条の意図するところはあくまでも真実性の確保であつて、申告義務を否定するものでないと解してよい。

以上この精神を守るために第13条「実地調査」、第14条「秘密の保護」をみる必要がある。

第13条実地調査「必要な場所に立ち入り、あらかじめ行政管理庁長官の承認を得た事項について、検査をなし調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、その職務を示す証票を示さなければならない」

即ち、この規定は申告の内容に著しいたがひがある場合、その内容の正確さを調べるための規定である。従つて本条の目的は、犯罪の捜査、徴税のために設けられたものでなく、いわゆる統計行政の執行を適正ならしめるために限定すべきである。

指定統計に於てこのように申告の義務を課し、その協力を求める点にかんがみ、申告の事実を秘密にする必要

があり、その精神が第14条「秘密の保護」である。指定統計調査の結果知られた人、法人又はその他の者に秘密に属する事項については、その秘密は保護されなければならない。」

側人の秘密が保護されるべきことは、憲法の精神からも明らかであり、公務員は一般に執務上知り得た秘密を守る義務を負う。（国家公務員法100条）、（地方公務員法34条）そこで本条に於て申告の真実性を確保することにこの宣言的規定がおかれたのである。

ここで問題になるのは本条の秘密に属する事項とはいかなるものか、その範囲、限界である。この規定からその限界を知ることができず、議論の余地がある。一般的には、①主観説—「本人が秘密を主張するものとする」説である。この説は本人の秘密を守る点では適切であるが、各個人よりその差があり一般性にかける秘密が明らかにするのが困難である。

②客観説—「客観的にみて秘密と思われる事項とする」この説は①主観説の欠点を補うのによいが個人秘密保護の点からみると十分とは云えない。この両説を衷した説もあるが結論されないのが事実ではないのか。一般的には社会的通念に従い、具的事項について問題が提起された場合、裁判所の結論を待つところでしよう。

次に秘密に属する事項を保護する方法である。秘密に属する事項は調査票に記載されているものについては「調査に従事した者その他の者が知つた事項」である。この両者が守らなければならない。後者については前述のとおり（国家公務員法100条1項、地方公務員法34条）調査に従事した「公務員」その他職務上秘密を知り得た「公務員」はその秘密を守る義務を負つて職後も然りである。

前者については多くの議論の余地がある。指定統計に於ては以上の様に申告の義務を課し、真実性を確保するため実地調査を行なう。そして本条を保護するための秘密が守られ、加えて、第19条には罰則規定が設けられている。指定統計のパソクボーンとも見られるこの調査の頭におき、正確な、真実性ある、しかもすみやかに調査が実施されるよう痛感する次第です。

盆 栽 観

県統計課 横田正弘



盆栽趣味というものが盛んで、老いも若きもわが庭先に愛木を並べて楽しんでいる。大へん結構なことだと思います。現在のような殺ばくな社会では特にそのような気がし、大いに推奨すべきことだと思えます。私も若干の草木をあつめて楽しんでおりますが、毎朝水をかけたり、肥料を与えたりしていると、世の喧騒を忘れ無我の境になり、自分の心の安定と浄化を感ずるような気がする。

自然から離れることはできない。また自から求めようもない。

殺ばかりでなく、そもそも、趣味とか道楽というものそれ自体、身心の浄化、安定と人間的向上を希い求めているものであると思う。このように身心の浄化、安定的向上をねがい、趣味の範囲が広がり、多くの人が何らかの心のより所を求めるようになった原因は、私の推察かもしれないが現在の社会環境にあるように思われる。これは世の中があまりにも騒々しいからだと思ふ。地球の一角では国と国が争い、また民族間の闘いや思想の相克があり、国内でも政治、経済、高物價、交通事故、天災地変など物騒な時代であり、個人個人の生活が、いろいろな面で苦しくなり、希望が押し流されて、生きるのにきゆうきゆうとし、刹那的な生き方を追求するような社会が生まれようとし、また、それに生きなければならない宿命にある。そういつた社会に対しての反抗か逃避かはよく分らないが、一部そのようなものが作用して趣味の世界に入る人はかなりあるのではないかと思う。

いずれにしても社会環境からの影響もあつて趣味道楽が盛んになり、静かな盆栽ブームなどというようなものが出現したのではないだろうか。

結局、社会の反映だろうが、若い人はバカンスとかレジャーとかいつてマスコミの波にのり、中老年の人もそれぞれ適当な趣味や道楽に自分の安住の場所を求めようとしている。

ともあれ、趣味を持たない人は可愛そうだと思う。

乾燥で金銭だけを頼りで生きているような人がいる。このような人は主に利己主義にはしりやすく、他を慮りみず我利我利亡者になる。案外このような人が経済力にもものをいわせて中をきかせているのが現今であるかもしれない。

盆栽からそれてしまつたが、盆栽とは自然の景観な

り状態を一側の容器に収めたり、わが庭に植え込んで倭性にしたたり刈りこんだりして自然の情景を楽しむものである。

自然の情景を楽しむ以上は自然を理解しなければならない、そこに盆栽をする心があり、美しさがあると思う。盆栽を愛することは自然を愛することであり、人格の陶冶に大いに役たち、楽しみながら修養することができる。人生は絶えず反省と前進の連続である。またそうあらねばならない。そして磨かれながら成長するものである。人の人たるゆえんもここにある。

よく盆栽を、趣味と実益をかねて売つたり買つたりする人があるが、現在のような社会では生活の足しにするのもやむを得ないこともあろう。しかし、盆栽道からみるならば、それは本来の姿ではない。

盆栽や草木を商品として栽培生産することは農業の一部であり、また商品として商行為の対象にするのは、すでに盆栽を楽しむのではなく商売化している。このようなことはここでは述べる考えはない。

……………<>……………

盆栽というものは、その木の性質によつて土質、温度通風、肥料など適当に与えないと、よい盆栽にはならないのである。人が子供を育てるのにあまり性急になると感情が先だつて真の子弟教育はできないように、長い目で愛情と知識をそそいでではじめて盆栽は応えてくれるのである。そういう点で盆栽は正直で、はつきりその愛育の効果をあらわしてくれる。

一時的な気まぐれで盆栽を始めてみても、それは目標とか根気がないから長つづきしない。一に平常の盆栽に対する愛情が欠けると愛木は育たない。

よく自分の子は可愛がるが、他人の子は愛せない人がいる、特に島国である日本人にはこのような傾向が多い。まあ貧乏で生存競争が激しいから自然このようになるのであろうが、このような人は盆栽をも愛することはできない。貯金でもした方がよいように思われる。

……………<>……………

盆栽を愛するに老若はない。若い人の盆栽熱が盛んになることは結構なことであると思う。盆栽を愛するという崇高な心が、現今の混とんとした社会を幾分でも明るく、住みよい環境にしていくことと思う。そのように盆栽愛のエネルギーを自分のみに止めておかず、よりよい社会建設のために放出することが人それぞれの生がよいともなると考える。